

一国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人鹿児島大学一

保有している土地・建物の処分及び有効活用について(15国立大学法人の学長宛て)

未利用の土地や建物等に係る平成22年3月31日現在の帳簿価額(収入支出外)

北海道大学	4 0 6 5 万円	埼玉大学	2 億 4 7 6 0 万円
東京大学	1 5 4 億 0 6 1 4 万円	東京医科歯科大学	2 0 7 4 万円
東京外国語大学	7 0 6 7 万円	一橋大学	1 億 3 8 4 9 万円
福井大学	1 3 0 6 万円	信州大学	4 4 8 7 万円
静岡大学	3 億 4 5 2 4 万円	名古屋大学	8 3 7 0 万円
京都大学	3 億 6 2 2 2 万円	大阪大学	5 億 0 2 1 2 万円
高知大学	9 3 0 0 万円	九州大学	1 億 8 9 0 6 万円
		鹿児島大学	6 1 1 0 万円

1 国立大学法人の保有資産の概要

90国立大学法人(4大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)は、資産として、土地(キャンパス等。帳簿価額計4兆9088億余円(平成22年3月31日現在。以下同じ。))及び建物(教育・研究施設等。帳簿価額計2兆5430億余円)を保有しており、その大宗は、16年4月に国立大学法人が教育研究等の業務を確実に実施するために必要なものとして国から承継したものである。

そして、国立大学法人は、毎事業年度国から交付される運営費交付金等を原資として、保有している土地や建物等の資産の維持管理を行っており、保有資産の維持管理に当たっては、管理規則を制定するなどして、保有資産の使用状況等を把握して適正な運用に努めるとともに、常に良好な状態を確保するよう維持・保全に留意し、保有資産が教育研究等の業務に必要ななくなったと認められるときは、売却等の処分を行うことができるなどとしている。

また、国立大学法人の保有資産の見直しについては、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成21年6月文部科学大臣決定)等において、国立大学法人は、効率的な法人運営を行うため、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることとされている。

2 本院の検査結果

本院は、国立大学法人が22年3月31日現在で保有している土地及び建物を対象として、23年次は22年次に会計実地検査を行った31国立大学法人のうち、22年10月までに検査を完了し会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した4国立大学法人を除く残りの27国立大学法人について引き続き検査を行いつつ、新たに29国立大学法人について会計実地検査を行った。

上記の計56国立大学法人のうち15国立大学法人(保有している土地の帳簿価額計2兆1453億2095万余円、建物の帳簿価額計9629億9062万余円)において、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして土地や建物を16年4月に国から承継してから5年を超えているのに、具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま有効に利用していない土地があるなどの適切でない事態が見受けられた。

(1) 国から承継して保有している土地を利用していないもの

国から承継して保有している土地を利用していないものが、8国立大学法人において、計17件（敷地面積計114,722.5㎡、帳簿価額計82億0905万余円）見受けられた。

これらの事態を態様別にみると、①国から学生宿舍用地等を承継しているものの、当該用地を売却するなどして処分したり施設等を整備して有効に活用したりすることなく、雑木林地等そのまま保有しているものが計13件（敷地面積計108,583.0㎡、帳簿価額計74億3386万余円）、②国から承継した職員宿舍等を取り壊して更地としたものの、当該更地を売却するなどして処分したり施設等を整備して有効に活用したりすることなく保有しているものが計4件（敷地面積計6,139.4㎡、帳簿価額計7億7519万余円）となっていた。

(2) 国から承継して保有している職員宿舍等を全く利用していなかったり、その利用が低調であったりしているもの

国から承継して保有している職員宿舍を、21事業年度までの10か年度以上にわたり全く利用していないものが、1国立大学法人において、1件（土地：敷地面積計214.7㎡、帳簿価額計5946万余円、建物：延べ面積60.7㎡、帳簿価額1円）見受けられた。また、国から承継して保有している宿泊施設で、その利用が低調なものが、10国立大学法人において、計15件（土地：敷地面積計74,822.8㎡、帳簿価額計6億7723万余円、建物：延べ面積計8,109.1㎡、帳簿価額計3億7260万余円）見受けられた。

(3) 国から承継して保有している運動場の学内利用が低い割合となっていて、その運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況となっているもの

国から承継して保有している運動場について、その運動場の運営に関する規程では、学内利用を主な目的とするとされているものの、その利用実態は、利用者のほとんどが学外利用者となっており、主たる目的である学内利用は低い割合となるなどして、その運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況となっているものが、1国立大学法人において、計2件（敷地面積計107,616.0㎡、帳簿価額計83億0038万余円）見受けられた。

3 本院が要求する改善の処置

15国立大学法人において、前記の利用していない土地等を今後も引き続き保有することについて合理的な理由が存在するか否かを検討して、当該土地等を保有することについて合理的な理由が存在しない場合には、当該土地等についての具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、当該土地等についての具体的な施設整備等の利用計画を策定したり、本来の施設の使用目的を見直したりするなどして、当該資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。